

農業委員会の農地利用状況調査の実施について

平成21年の農地法改正により毎年1回、農業委員会は町内にある農地の利用の状況についての調査を行うことになりました。富士見町農業委員会は毎年11月に町内を巡回して調査しています。

調査の結果、「①1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず」「②今後も所有者等の草刈りや耕起等の農地管理が行われず常に耕作し得る状態でない」農地、いわゆる「遊休農地」については、農業委員会が所有者等に対して、今後の遊休農地の活用意向を確認させていただきます。

また、活用意向の確認後、相当期間（1年以内）耕作の目的に供されない・適正に管理されない場合は、農業委員会より「遊休農地である旨」を通知する場合がありますので、ご承知ください。

農地を管理されないまま放置すると「雑草の繁茂」「病害発生の原因」となりますので、休耕される場合でも「草刈り」や「定期的な耕起」を行い、農地を適正に管理するようお願いします。

■農地利用状況調査の流れ

農業委員会が、町内の農地が適正に利用されているか調査します。



次の農地は「遊休農地」に該当します。

- 1年以上にわたり農作物の作付けが行われていない
- 今後も耕作されないと見込まれる。例えば、所有者等の草刈りや耕起等の農地管理が行われず常に耕作し得る状態でない場合



農業委員会が、遊休農地の所有者に対して、農地をきちんと利用するように、「農地の活用意向を確認」します。



状況によっては、所有者に対して「遊休農地である旨」の通知をします。

農業委員会が行う、遊休農地の実態把握と発生防止の活動について、ご理解とご協力をお願いします。